



※宿泊補助および文化教養講座受講料補助の申請は、宿泊施設または受講施設で必ず証明を受けてください。(証明のないものは申請できません。)

- ◎申請は補助事由ごと申請書1枚です。
- ◎宿泊補助とレクリエーション利用券は併用できません。
- ◎宿泊補助は20ポイント以上持っていない方は申請できません。
- ◎みしまタニタ健康くらぶ補助は10ポイント以上持っていない方は申請できません。
- ◎補助金額はすべて100円未満切り捨てです。
- ◎申請期限はいずれの補助金も各年度内ですが、**事由発生後速やかに申請してください。**  
ただし、発生年度内に申請できない場合は、**4月中に申請してください。**その場合、**新年度のポイント使用になります。**

<必要書類等> ※必要書類が整わない場合は申請できません。(例外はありません。)

宿泊補助	会員のみ・宿泊代金5000円以上のものに対し2000円(20ポイント)・1年度2回まで 宿泊証明および申請者または宿泊者の氏名が記載された領収書(振込みの場合は明細書)
文化施設利用(入場)料補助	会員のみ・チケット代金の1/2で2000円限度・1年度2回まで チケットの半券
文化教養講座受講料補助	会員のみ・受講料の1/2で2000円限度・1年度2回まで 受講証明および申請者の氏名が記載された領収書(振込みの場合は明細書)
インフルエンザ予防接種料補助	会員と会員の被扶養者(配偶者と子ども) 自己負担額の1/3で会員1500円、被扶養者1000円限度 <b>※市町等からの補助金を受けた場合は対象外</b> 接種者本人の氏名および「インフルエンザ予防接種」が明記された領収書(レシート不可)
みしまタニタ健康くらぶ補助	会員のみ・初年会費(3500円)に対し1000円(10ポイント) 「三島市確認印」と「銀行の出納済印」の両方が押印された納付書(コピー可)